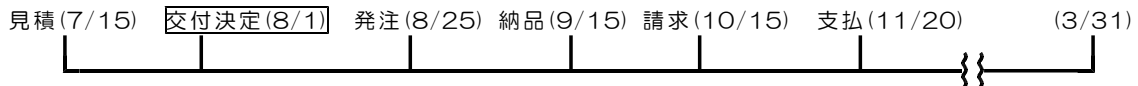


とくしま輸出バリューチェーン構築強化事業 補助金の対象経費の考え方

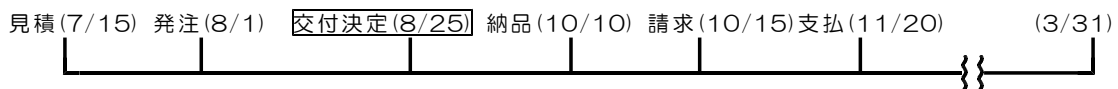
期間について

「交付決定」のあった日からその年の年度末までの期間に、「発注」「納品（検査）」
「請求」「支払」の発生した経費について、補助の対象とすることができます。

(○の例)

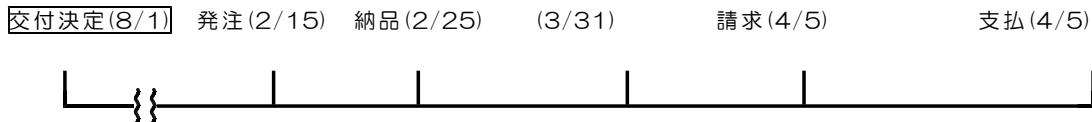


(×の例)



※ 交付決定前に発注を行っているため、対象外。
(交付決定前に見積を取ることは問題ありません。)

(×の例)



※ 年度をまたいで請求・支払があったため、対象外。

科目について

■旅費

- 補助事業者（補助金を受ける事業者）が海外に渡航する場合の渡航費は、補助の対象となりません。
また、航空費については原則エコノミークラスの運賃が対象です。

■サンプル費用

- 商談やフェア等で使用したサンプルの経費については、原材料費（製造原価）のみ補助の対象となります。

■輸送費

- 商品を輸出する際の輸送費は補助の対象となりません。
- サンプルや、フェア・展示会などの備品の輸送費であれば補助の対象となります。

★その他、事業費が補助金の対象となるかどうか御不明の際は、事前に御相談ください。